

新千里東町地域自治協議会 第11回理事会開催

理事会日程：3月15日（日）10：00～12：30

場所：東町会館2階集会室

議案1. 第10回理事会議事録の確認

2. 部会・委員会の活動報告と審議事項

(1) 防災部会

・第25回防災部会報告

3. 2014年度定時総会開催に係る資料に関する審議

(1) 2014年度総会議案書

(1) 協議会活動の総括（発足後3年を経過するにあたり総括報告と課題の整理）

(2) 2015年度事業計画（各部会・委員会の事業計画の骨子）

(3) 地域自治協議会の2015年度イベント計画に関する審議

(4) 規約改正（相談役を置く条文の追加、部会を委員会に一本化、規約別表にジェイグラン千里中央自治会の追加、両表の団体の内から公立学校を削除）

(5) 自主防災組織の登録（協議会防災部会細則案及び届け出書式）

なお、上記以外の理事会・部会・委員会の活動報告及び2015年度活動計画については、理事会当日の席上配布とさせていただきます。

4. 自治会・団体間の連絡と相談

(1) 公民分館

・分館春の講座

・分館委員の選出のお願い

・東丘小学校芝生委員会開催案内

(2) 校区福祉委員会

・賛助会費の団体別集計結果報告と募集活動協力に対するお礼

5. その他の報告・連絡事項

(1) 千里体育館におけるダンス教室（ヒップホップなどダンス）の案内

第12回理事会日程 4月12日（日）10：00～12：30 場所：東町会館2階集会室

なお、同日14：00～同会場にて、新旧理事の業務引き継ぎを行う予定です。 以上

理事会出席者へのお願い

1. 理事自身をご出席できない場合は、必ず代理者の出席をお願い致します。
2. 理事各位は自治会・諸団体を代表する立場で理事会に出席頂きます。この理事会での議論の内容を貴団体内関係者に周知頂くとともに、次回理事会議案の内、関わりのある案件については、貴団体内で話し合いの上ご出席ください。
3. 理事会は情報公開を基本としております。東町に関係のある人であれば、理事・監事以外のどなたでもオブザーバーとして出席頂くことができます。
4. 理事会等で議論した内容は、奇数月発行の広報紙「ひがしおか」及び協議会専用ホームページ（higashimachi.jimdo.com）に掲載しますので、ご利用ください。

第10回新千里東町地域自治協議会理事会議事録

1. 日時 2015年2月15日(日) 10:00~12:20

2. 場所 新千里東町会館2階

3. 出席者

*役員：小川会長、河野副会長、清水千・勝久両会計

*理事：総数20名中、出席者17名(上記役員4名を含む)；西田・久乗・平石・倉垣・呉・富田・古橋(以上自治会)、十河・水野・原・寺村・山地・清水博(以上諸団体) *監事：上田 *事務局：武藤・玉富・山田

*欠席：橋本・下野・赤井(理事)、桑原(監事)

*オブザーバー：今井(交流室)、林・石塚(豊中市)

4. 議事

4-1 第9回理事会議事録の確認

・配布資料について説明がなされ、特段の意見なく了承された。

4-2 各部会・委員会の活動報告(*マークの記述は理事会出席者の意見)

(1) まちづくり計画策定部会

・管理組合が自治会設立を予定せず、また、管理組合としての協議会への加入を考
えていない2つのマンションへの対応として、加入希望者によるグループでの参
加を認めることを決め、両マンションに勧誘文書の配布を要請したところ、ポス
ティングを了解するが回収については了解を得られなかったので、引き続き対応
策を検討する。

・東丘子ども安全見守り隊から体制の維持・強化に向けての相談を受け、関係者と
協議を進めている。

*学校としてはこの活動は極めて重要と考えており、また、子どもたちの感謝の気
持ちも強い、継続できるようお願いしたい。なお、東丘が防犯支部の中でやって
来られたことは他にないユニーク且つ有効な形であった。

(2) 防災部会

・配布資料の内容で防災マップの作成を進めてきた。次の防災部会で細部を確認
した上で、年度内に印刷配布することにつき本理事会において了承を得た。

・東町の特性に合った防災マニュアルの作成に向けて、災害対策本部の組織・連
絡体制などの検討を進めている。

・自主防災組織設置届けに添付する防災部会細則について細部を次の防災部会で
詰めたうえで、来る総会に付議することを本理事会において了承を得た。

(3) 環境委員会

・2月14日(土)に市と協働で長谷池の藻の除去作業を行った。

・市に要望していたテニ横広場の整備工事がほぼ完了した。広場内に新たに設置
されたフェンスと保育所側道路との間の空間の活用について、検討してゆくこ
ととなった。

・今後、東町公園やグラウンドの利用および管理に関して関係団体に説明会を行
うことや、もみじ橋通りへの休憩場所(ベンチ)の設置などについて、市と協
議を進めていく。

・もみじ橋通りへの休憩場所(ベンチ)の設置について、これまで数度の理事会で
その目的や経緯など縷々説明してきた。理事各位におかれては、これを各自治

会に持ち帰って周知して頂きたい。

- *居住者の隅々まで周知することは容易ではない。協議会がやろうとしていること、やりたいことを「ひがしおか」で広報して欲しい。

(4) 近隣センター移転計画対策委員会

- ・2月1日近隣センター建替え計画に関する第2回ワークショップ（参加者26人）を開催し、意見は出揃った感もあるが、2回のワークショップの参加者数は十分とはいえない。住民の意見をより広く確認するため、近隣センターや新地区会館に必要な機能等に関する全住戸対象のアンケートを実施、東町として意見・要望を集約していく。
- *近隣センターや新地区会館に対する関心やニーズの強さは住宅の立地条件によってかなり違いがあると想定される。関心の低い地域の住宅ではアンケート回収率が低くなる可能性がある。アンケート調査の方法について工夫されたい。
- ・4月19日（日）14時から新千里東町会館で、近隣センター建替え計画に関する第3回ワークショップを開催する。

4-3 自治会・団体間の連絡と相談

(1) 地域自治協議会

- ・定期総会に向けての日程説明があった。次年度の協議会代議員・理事の選任手続きをお願いした。
- ・次年度の地域自治協議会のイベント計画について事務局案が説明された。次回理事会にて審議する。
- ・前回理事会において自治会系理事から配布依頼のあった東町4団体の委員の役割と作業量を一覧表にしたので、自治会（管理組合理事会）役員改選時に委員の選任において活用をお願いした。また、参考までに4団体の委員の選任状況一覧表及び協議会の理事・代議員・委員選任届用紙を合わせて配布された。
- ・新千里東町会館2階集会室の利用を増やすため、3月19日～4月3日の春休み期間中、試行的に、自習室・学習室として開放する。結果をふまえて常時開放の方法などを検討していく。
- ・協議会規約の一部の見直しについて事務局案が説明された。次回理事会にて審議する。

(2) 公民分館より、新分館長の推薦結果の報告と次年度のふれあい運動会の開催標準パターンについて説明があった。3月29日開催の運営委員会で意見を頂くこととしている。

(3) 福祉委員会より、賛助会費の募集活動に関して、桜ヶ丘自治会の広報誌1面全部のPR記事掲載について大いに感謝している旨、報告がなされた。

4-4 その他

- ・大阪府池田土木事務所から、府道吹田箕面線の道路美化活動への参加協力依頼があった。日時は3月1日（日）10時～11時、集合場所は千里体育館前。

5. 次回定例理事会：3月15日（日）10:00～12:30 東町会館2階集会室

以上

第 25 回 新千里東町防災部会 会議録(2 月 22 日)

【日 時】 2015 年（平成 27 年）2 月 22 日（日）10 時 15 分～12 時

【場 所】 新千里東町会館

【出席者】 河野希 (UR)、河野昭 (3-3)、北島 (アーバン)

山地 (防犯)、今井 (福祉)、石丸 (女性防火)、古橋・福岡 (UR)、小野・吉原 (シティハウス)、
羽間 (桜ヶ丘)、菊池 (OPH)、永見 (ガーデンヒルズ)、関・萩野 (ジオメゾン)、近藤・西村
(グランドメゾン)、門田 (ローレルコート)、千原 (3の3) 計 19 人
山田・玉富 (事務局)、林 (市コミュニティ政策室)

【決定事項】

- ・ 防災部会の細則案の修正を承認。今後、協議会の総会に諮る。
- ・ 防災備蓄品として、間仕切り、マット、毛布を各 35 人分購入する。
- ・ 女性防火クラブが 3 月 7 日に実施する防災講演会に、防災部会も参加する。
- ・ 防災マップ小委員会では、今回の指摘事項を折り込みドラフトとして完成させていくこと、および印刷用の最終版として、地図データの差し替え、レイアウトやフォントの調整を行うことを確認。
- ・ 防災マニュアル小委員会では、東町の災害対策本部について、震度 5 以上で、東丘小学校グラウンドに設置すること、また、本部のもとに情報班、物資班、救助救護班、避難誘導班を設置する体制案を決定。

【案件と概要】

1. 豊中市自主防災組織登録について

- 防災部会の細則案について、地域自治協議会の 2 月理事会で報告したところ、一部、修正の提案を受けた。
- 理事会からの修正を反映させた細則案を承認。この案を地域自治協議会の総会に提案することとする。

2. 防災備蓄品の購入について

- 災害対策本部要員のための物資として、今年度の予算の範囲で、間仕切り、マット、毛布を購入する (各 35 人分)。

3. 防災講演会について

- 3 月の防災部会で講演会を実施する予定となっていた。1 月の部会で報告した市の防災力アップセミナーの講師 (東日本大震災の経験者) を招くため調整したが、残念ながら講師と日程が合わなかった。
- 東丘女性防火クラブが実施する防災講演会 (3 月 7 日 (土) 10 時～新千里東町会館) に参加することで、訓練実施に替えたい。

4. 小委員会での話し合い

【防災マップ】

- AED 設置場所について、豊中市が公表している場所とあわせて、ひがしおかに記載のあった自治会

等での設置場所も記載していく。

- 公衆電話の設置場所について、NTT 西日本が公表している場所とあわせて、千里中央駅近辺も調査し、追記していく。
- 上記の追記に加え、ドラフトとして完成させていくこと、および印刷用の最終版として、地図データの差し替え、レイアウトやフォントの調整を行うことを確認。

【防災マニュアル】

- 資料の東町の災害対策本部案は、防災部会内だけではなく、地域自治協議会全体の体制案となっている（たたき台。各種団体の了承は未）。
- 東町の災害対策本部は、震度 5 以上で、東丘小学校グラウンドに設置する（本部テントを設営）。本部のもとに、情報班、物資班、救助救護班、避難誘導班を設置する。
- 今後、班ごとに防災部会と各種団体で話し合いを進めていくこととする（次年度の防災部会への申し送り事項）。

（主な意見）

- ・ 防災部会員が各班のリーダーになり、各種団体からの参加者に説明できるようになってほしいと思っている。
- ・ 防災部会員は毎年交代するので、すべての班のことを覚えるのは難しい。自治会ごとに班の担当を決める方が、専門的に掘り下げていけるのではないか。
- ・ 組織案をつくり、5年ぐらい訓練を繰り返すなかで改善していけば良いのでは。
- ・ 細かく考えすぎると進まない。まずは組織の大枠（班の体制）や東町災害対策本部を設置する基準（震度）などを決めてはどうか。
- ・ 災害時の防犯対策も重要。市の方ではどのように考えているのか。

5. その他

- 市が発行したポケットサイズの「防災ガイド」は、発行部数が限られているので、東町の全員に配布することはできない。市ホームページに、A4 判で印刷できる PDF ファイルが掲載されており、自由に印刷・配布することができる。
- ジオメゾン自治会から報告
「防災ガイド」を A4 判で印刷してレール・ファイルに挟み、会員に配布する。印刷は東町交流室に依頼し、費用は1冊あたり約 130 円（+ファイル代約 25 円）。合わせてアンケートを配布し、防災への意識を高めていきたい。
- 部会長から報告
年度がかわると防災部会の担当者も交代するが、今年度、部会に参加いただいた皆さんには、引き続き、個人として防災部会にご参加いただければありがたい。防災部会の人数は多いほど良いので、できるだけご協力をお願いしたい。

【次回の会議】 2015 年 3 月 22 日（日）10 時 15 分 新千里東町会館

第 11 回新千里東町地域自治協議会理事会 自治会・団体間 連絡・相談事項

提出日/2015 年 3 月 10 日 (火)

作成者/ 寺村 三郎

団体名/ 公民分館・芝生委員会

案件/ 公民分館・芝生委員会からのご連絡・お願い・ご報告

(自治会・団体を越えて東町地域に広く関わりのある連絡・相談事項)

内容、配布資料 (有) 無) ※箇条書きにするなど簡潔に記載願います。

1 分館春の講座のご案内 (自治会の掲示用チラシをお持ち帰りください)

講座名: いいね♪花のある生活

花との出会いを楽しみ、おしゃれに飾って美しさを味わいましょう

開催日: 3 回コースです。

第 1 回 5 月 16 日 (土) 午前 10 時~12 時

第 2 回 5 月 23 日 (土) 午前 10 時~12 時

第 3 回 5 月 30 日 (土) 午前 10 時~12 時

会 場: 新千里東町会館 2 階集会室 定 員: 15 名 持ち物: なし

材料費: 1,500 円 (500 円×3 回)

講 師: 行岡 ふみ恵さん (3-3 にお住まいです)

2 平成 27 年度分館委員のお願いと第 1 回委員会のご案内 (各団体宛封筒をご覧ください)

2 月理事会でご案内しましたが、例年通り、平成 27 年度の東丘公民分館委員 (運営委員・体育委員・文教委員) の選出をお願いいたします。ふれあい運動会や文化祭などの分館活動は、地域の皆様のご協力により開催されていますので、ご多用中恐れ入りますがよろしくお願ひします。

第 1 回委員会のご案内を同封いたしましたので、新年度委員の方のご案内ください。

3 芝生委員会からのご報告

2 月 25 日に第 3 回東丘小学校芝生委員会を開催し、今年度報告と新年度計画 (予定) が承認されました。地域自治協議会理事会に報告しますのでご承認ください。(配布資料をご覧ください)

以上

宛先/ hidekiy@labrid.jp 事務局共有宛先/ higashimachi.chiikijichi@gmail.com

FAX/ 06-6834-0799 電話/ 090-5009-8919 担当/ 山田 秀樹

※切/理事会開催日の 3 日前 (金曜日)

第3回 東丘小学校芝生委員会 (資料)

平成 27 年 2 月 25 日

1. 今年度活動実績

(維持管理作業の実績は芝生化ホームページをご覧ください。新千里東町 HP → 地域団体 → 芝生委員会一部のページにパスワードを設定 PW : lawn-higashioka)

(1) 芝刈り等作業実績

体協・アダプト団体や PTA はじめ地域の皆様のご協力で、ほぼ予定通りに進めることができました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
除草	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
芝刈り	—	1						—	—	—	—	1
肥料	20kg	40kg	40kg	20kg	20kg	40kg	—	—	—	—	—	—

(3月の芝刈り：雑草の種子の除去を試してみます)

7月・8月 天候により施肥は1回となりました。

毎月第2水曜日午後、東丘子ども教室「グリーンマップを作ろう」では、最初に子どもたちが除草作業を行っています。また、PTA「遊び場解放」でも、余裕がある時間帯に除草作業を行いました。

(2) その他 報告事項

① 耐震工事の重機で芝が大きく傷つきました。(8月9日)

台風 11 号に伴う大雨で地盤がぬかるんでいる中、工事用の重機が芝生の上を走行した結果、轍に沿って大きく傷つきました。

② 東町夏祭りに飲み物コーナーを出店しました。(8月24日)

夏祭りでは、芝生が皆さんの憩いの場所となりました。

③ おおさか芝生優秀賞を受賞しました(8月26日)

平成 26 年度「おおさか芝生優秀賞」東丘小学校芝生委員会が選ばれ、8月26日に大阪府庁で松井知事より表彰されました。

④ スプリンクラーヘッド(2基)を交換しました。(9月10日)

芝刈り機でスプリンクラーヘッド2基のトップが破損し、交換しました。

⑤ 大阪芝生教室を開催しました。(9月21日)

大阪府の支援の下、おおさか芝生教室「芝刈り・肥料散布編」を開催しました。初心者向けの分かりやすい講習でしたので、参加者からは好評でしたが、「年度初めならもっと良かった」との声もありました。

⑥ 8月に傷ついた芝生が修復されました。(9月29日)

重機走行(8月9日発生)で、芝生が大きく傷つきました。その後、修復方法を検討していました。ティフトン芝の旺盛な成長力で緑はほぼ自然回復できましたが、段差が残っていたので、9月29日 目土を撒いて段差の解消を図っています。

⑦ スプリンクラーカバーの上下入れ替えを実施しました。(10月26日、11月23日)

芝刈り機で傷ついていたスプリンクラーヘッドカバーケース(直径約20cm、長さ約40cmの塩ビパイプ)を抜き、上下に入れ替えました。(合計7基)

⑧ エンジンオイルを交換しました。(11月23日)

芝刈り機 2 台のエンジンオイルを交換しました。

(3) 会計報告

平成26年度会計報告

単位 円

収入			支出				
					H26年予算	H26年実績	
前年度繰越金			275,506	275,506			
団体協力金	小学校PTA	80,000	80,000	資材費	肥料	20,250	0
	地域3団体	60,000	60,000		冬芝種	0	0
	その他	15,000	0		目砂	0	0
					資機材購入	10,000	0
事業収入(夏祭り)			10,000	7,621	修繕費	50,000	31,084
募金・アルミ缶売却			25,000	30,601	ガソリン代その他	10,000	13,951
—					雑費	0	1,600
雑収入			0	49	次年度繰越金	375,256	407,142
合計			465,506	453,777	合計	465,506	453,777

収入：団体協力金を始めとして夏祭りの出店・募金など、ほぼ予定通りとなっています。地域自治協議会は、会計上の都合により、資材（約20千円相当）の現物協力です。

支出：肥料は、7月・8月の施肥量減及びおおさか芝生教室での寄付（60kg）により、購入する必要がありませんでした。（期末在庫 13袋 260kg）

修繕費：スプリンクラーヘッド交換（2基分 50,750円）のうち、20,000円は地域自治協議会が負担しました。芝生委員会は、30,750円＋振込手数料324円を支出しました。

目砂：東町キャンドルロード委員会から寄付がありました。（約40kg）

この結果、次年度繰越金は、407千円となりました。

（詳細および監査報告は、別紙 会計・決算報告をご覧ください。）

2. 来年度計画（案）

(1) 維持管理作業（上期）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
除草	2	2	2	2	2	2
芝刈り	—	—	—	—	—	—
肥料	—	40kg	40kg	40kg	40kg	40kg

第2日曜日前後・・・体協（4月～8月）・PTA（9月・10月）

第4日曜日にアダプト活動に合わせて、芝生委員会・地域団体とPTA

(2) 予算計画

平成27年度予算計画

単位 円

収入			支出					
					H26年実績	H27年予算		
					H26年実績	H27年予算		
前年度繰越金			275,506	407,142				
団体協力金	小学校PTA	80,000	80,000	資材費	肥料	0	0	
	地域3団体	60,000	60,000		目砂	0	0	
	その他	0	0	資機材購入		0	20,000	
事業収入（夏祭り）			7,621	10,000	修繕費		31,084	50,000
募金・アルミ缶売却			30,601	25,000	ガソリン代その他		13,951	20,000
雑収入			49	0	雑費		1,600	0
合計			453,777	582,142	次年度繰越金		407,142	492,142
					合計		453,777	582,142

① 収入

団体協力金を含めて平成26年度とほぼ同額で予算化

② 支出

肥料・・・年間必要量 有機肥料 10袋（200kg 単価 約4千円） 現在在庫が13袋ありますので、新年度は購入しません。（第2回芝生委員会で検討したリン酸分の少ない肥料は次年度からになります）

資機材購入・・・芝刈り機替え刃やフィルターの購入を予定。

修繕費・・・今年も50千円を計上しておきます。その他・・・暑さ対策や雑草対策用具など

● 繰越金について(昨年報告通り)

現時点での収入・支出バランスを見ると、毎年80千円～100千円のプラスとなります。繰越金は、芝生関連の積立金として、機器・設備の更新に備えます。

機器・設備の更新には＜参考＞にあるような金額となるため、当面500千円を目標として積み立てたいと思います。（それまで団体協力金は同額での継続をお願いします。）

＜参考＞ 機器・設備の更新価格（2012年見積り 単位 円）

機器名	単価	台数	機器名	単価	台数
エンジン式芝刈り機	95,200	2	肥料散布機	75,000	1
スプリンクラーヘッド	13,200	13	電磁弁ボックスセット	98,700	3
バルブボックスセット	26,400	3	減圧弁ボックスセット	94,800	1
散水コントローラ	98,700	2			

3. 新年度芝生委員について

来年度芝生委員の選出をお願いします。ひがしおか5月1日号で新年度芝生委員の公募をします。

以上

2015年3月15日

新千里東町地域自治協議会代議員の皆様へ
(協議会規約別表1に該当する団体)

新千里東町地域自治協議会
会長 小川 浩一

地域自治協議会総会の出席と次期代議員選任について

拝啓 陽春の候、皆様方にはご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、2014年度代議員の皆様へ下記2点のお願いを申し上げます。

記

1. 総会への出席のお願い

総会にご出席頂きますようお願いいたします。事情によりご出席頂けない場合は委任状をご提出下さい。同封の出席状・委任状を5月9日(土)までに下記3によりご提出ください。

開催日時	2015(平成27)年5月17日(日)13:00~15:00
会場	東町会館2階集会室
議案	1 2014年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告承認の件 2 規約改正の件 3 自主防災組織の登録の件 4 2015年度事業計画及び収支予算案承認の件 5 2015年度協議会役員改選の件

2. 次期代議員の選任のお願い(理事と話し合われて既に届け出済みの団体は不要です)

皆様には、次年度も留任(最長4年)頂くことが出来ます。ご自身が留任されるか、次期代議員を選任頂くかをご判断頂き、その結果を届け出頂きますようお願い申し上げます。

次期代議員の役割など

1. 代議員の役割	地域自治協議会の最高議決機関である総会において、当年度の協議会活動資料をもとに説明受けの後、「事業報告及び決算」の承認、並びに次年度「事業計画及び予算案」及び役員など議案の採決
2. 代議員の任期	2014年度定期総会(2015年5月17日)から2015年度定期総会(2016年5月頃予定)終了までの約1年間。(最長4年間留任可能です)
3. 出席する会議等	定期総会。なお、途中、臨時総会が開催されることもあります
4. 選任数	各団体1名
5. 選任届け出期間	5月9日(土)までに下記3により届け出ください

3. 書類の届け先・問い合わせ先

- ①東町交流室(東町郵便局の東隣り)に直接ご持参ください。または、
- ②氏名・住所・電話番号・メールアドレスを明記の上、Fax またはメールで送信ください。
(あて先) メール; jichi.ko-ryu@dk2.so-net.ne.jp / Fax; 06-6834-2999
お問い合わせは、地域自治協議会事務局(事務局長;山田秀樹 090-5009-8919)

以上

2015年 月 日

新千里東町地域自治協議会会長殿
事務局長経由

(理事)

委員会の委員選任届

新千里東町地域自治協議会の委員について下記の通り選任しましたのでお届けします。

	まちづくり計画策定委員会	防災委員会	環境委員会	近隣センター移転計画対策委員会
主な職務	コミュニティの活性化、高齢者介護施設・子育て施設の誘致等まちづくり計画の立案・審議	巨大地震災害に対する防災計画・防災訓練等の立案・審議及び防災訓練・災害対策の実施	東町の道路・公園等の共用施設について健康で安全な環境整備のため現地調査及び実行計画の審議	東町近隣センター移転建替え計画に対して住民の意見・要望の聴取、建設計画案の作成
委員会の開催頻度	原則として、2ヶ月に1回	原則として、2ヶ月に1回	原則として、2ヶ月に1回	原則として、2ヶ月に1回
選任頂きたい数	1名	自治会から1名 管理組合から1名	1名	1名
選任日付	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
氏名と連絡方法	TEL	TEL	TEL	TEL
氏名と連絡方法		TEL		

(注記)

1. 上記委員は、新千里東町のまちづくり、防災、生活環境の改善向上を推進する上で、各自治会の意見を反映する役割です。自治会(管理組合理事会)の役員交代後、1ヶ月以内に選任・届け出ください。
2. 委員の全員が交替する場合も、一部の委員が交替する場合も、この用紙に記載して提出してください。
3. 代議員・理事以外の上記委員については、自治会役員(または管理組合理事)以外の中から適任者を選任頂くこともできます。
4. 本表の全ての委員会は別の日に開催しますので兼務は可能です。また、別に選任頂く代議員の活動は原則として年1回ですので、委員と代議員の兼務は可能です。

【問合せ先】協議会事務局長 山田秀樹 090-5009-8919 (Mail) hideki27ymd@labrid.jp

2015年 月 日

新千里東町地域自治協議会会長殿

(協議会事務局長経由)

(団体代表者名)

理事・代議員選任届

この度、理事・代議員を下記の通り選任致しましたのでお届けします。

区分	代議員	理事
主な役割	総会で承認された諸団体を代表し、総会(毎年5月)の構成メンバーになって頂きます。経過した1年間の事業報告・決算報告及び次年度の事業計画・予算計画・役員選任等の審議・裁決に参加頂きます。	総会で承認された団体を代表し、理事会(月例)の構成メンバーになって頂きます。毎月の協議会の議案の審議・裁決に加わるとともに、部会・委員会のどれか1つを担当頂きます。総会の出席メンバーです。
選任日付	年 月 日	年 月 日
氏名		
当団体における役職		
住所番地		
電話番号(固定)		
電話番号(携帯)		
メールアドレス		
携帯メール		

1. 代議員・理事は、新千里東町地域自治協議会規約(以下、協議会規約と略す)にもとづき自治会役員(または管理組合理事)の中からそれぞれ1名選任していただきます。
2. 代議員については、協議会規約の別表1に該当する団体は、選任していただきます。
3. 理事については、協議会規約の別表2に該当する団体は、選任していただきます。
4. 理事は、総会において、出席代議員に対し、議案の提案・説明を行う立場にありますから、代議員との兼務は出来ません。
5. 代議員・理事の選任日付は、協議会の総会の日であってもよいし、自治会役員(または管理組合理事)の交代する日であっても構いません。
但し、役員である理事は原則として協議会の総会の日を選任日付としてください。
6. 代議員・理事は、選任日付をもって、協議会における前任者の全ての役職を承継していただきます。
7. 住所・電話などは、協議会から会議案内などをご自宅にお届けするためのものです。

新千里東町地域自治協議会
2014年度総会議案書

日時 2015年5月17日
13時～15時

場所 東町会館2階

新千里東町地域自治協議会

新千里東町地域自治協議会

2014年度総会次第

1. 総会開催のあいさつ

2. 議長の選任

3. 議事録署名人の選任

4. 議案

第1号議案 2014年度事業報告及び収支決算報告並びに
監査報告承認の件

第2号議案 規約改正の件

第3号議案 自主防災組織登録の件

第4号議案 2015年度事業計画及び収支予算案承認の件

第5号議案 2015年度協議会役員改選の件

※新役員、新理事の挨拶

5. 閉会

第1号議案 2014年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告承認の件

新千里東町地域自治協議会（以下、協議会と略称する）の設立趣意に沿い、「東町ビジョン」実現に向けて、2014年度の協議会事業を展開しました。具体的な活動内容については、協議会全体の総括、理事会報告、各部会・委員会活動報告をそれぞれご参照ください。

※資料 xx 頁～xx 頁

また、2014年収支決算については、別紙の収支決算報告書をご参照ください。

※資料 xx 頁～xx 頁

第2号議案 規約改正の件

現行規約について、相談役を置く条文を追加すること、部会を委員会に一本化すること、役員、代議員、理事の任期の始期終期を削除すること、また、規約の別表1（代議員対象団体一覧）と別表2（理事会理事対象団体一覧）にジェイグラン千里中央自治会を追加すること、及び両表の団体の内から公立学校を削除することについて、改正することとしました。

※資料 xx 頁～xx 頁

第3号議案 自主防災組織の登録の件

協議会防災部会は、東町全体の防災体制について豊中市関係組織の協力を得てレベルアップを図るため、自主防災組織を設置し、豊中市に登録することとします。別紙の協議会防災部会細則を添えて届け出すこととします。

※資料 xx 頁～xx 頁

第4号議案 2015年度事業計画及び収支予算案承認の件

協議会第4期は、2015年度事業計画として記載の内容を展開予定です。各部会・委員会活動計画と合わせてご覧ください。

※資料 xx 頁～xx 頁

また、2015年度収支予算については、別紙の収支予算案をご覧ください。

※資料 xx 頁～xx 頁

第5号議案 2015年度協議会役員改選の件

次の通り2015年度協議会役員の選任をご提案いたします。

《2015年度新役員候補（敬称略）》

役職名	氏名	所属団体名
会長		
副会長		
副会長		
副会長		
会計		
会計		
監事		
監事		

2012 年度～2014 年度協議会活動総括と今後の課題

地域自治協議会発足後 3 年間の活動の振り返りと今後取り組むべき課題

活動方針	<ul style="list-style-type: none"> ①住民へのワン・ストップ・サービス化を目指す(方向性) ②住民ニーズの多様化や時代の変化に対応するには地域の課題は「住民による、住民のための、住民の組織」により解決する(理念)
活動実績	<p>協議会は理事会以外に次の部会・委員会の活動によって事業を推進してきた</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 広報部会: ホームページの充実、掲示版の追加設置 ▼ まちづくり計画部会: 4 委員会の育成、協議会参加促進、高齢者施設誘致 ▼ 防災部会: 防災意識高揚、防災備蓄スタート、防災マップの作成 ▼ 環境委員会: テニスコ広場・交通安全等の課題解決、緑の保全の会の発足 ▼ 近隣センター移転計画対策委員会: 住民への情報発信と丁寧な合意形成 ▼ 夏祭り・新春交歓会・キャンドルロード: 実行委員会を設置し活動した
活動成果	<p>東町の対住民サービスは徐々にではあるが確実に向上してきた</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 町の意味の一本化による行政への要望の明確化、行政対応の迅速化 ◎ 活動拠点の確保(協働する場ができた、ヒト依存から組織依存に) ◎ 事業資金の拡充(Max 300 万円の交付金)による防災体制等の充実 ◎ イベントやワークショップ等への新たな参加者 ◎ 人材(4 団体の行事協力者 100 人に加わる新たな 100 人)の発掘 ◎ 諸団体との関係の向上(ゆるやかなつながりの中に協力関係の向上)
活動を推進する中で見えた問題点	<p>行政・東町諸団体・各自治会のそれぞれに容易に解決しない問題がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政の縦割弊害が解消困難な中で、ワンストップサービスの実現性 ◆ 新規課題の掘り起こしと、対応策について諸団体との協力・協働の検討 ◆ 理事会・部会・委員会の人材 100 人余の継続確保 ◆ 任期 1 年のためスキル継承困難な自治会役員によるコミュニティ活性化 ◆ 自治会加入率の低下とコミュニティ活性化への参加の低迷 ◆ 協議会の事務局体制の維持継続(事務局人材の確保難)
今後の課題	<p>協議会発足 4 年目を迎え長中期的に取り組むべき課題がいくつかある</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 東町ビジョンの実施状況の評価方法の策定と評価の持続的な実行 ☆ パートナーシップ協定(地域と市の役割分担と連携)の締結 ☆ 地域づくり活動計画(地域の中期的な実施計画)の策定 ☆ 自治会体制強化(自治会の役員業務の魅力 up、自治会役員任期の長期化) ☆ 既存諸団体との協調・協働(自治会人材の融通、行事实施時期の調整) ☆ 東町住民の総意の集約、1 丁目地区の広報手段の検討

新千里東町地域自治協議会 2014 年度理事会報告

と き	内 容
4 月 13 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年度事業報告・決算の検討 ・ 2014 年度事業計画・予算案の検討 ほか
5 月 18 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会・委員会の担当決定、事務局長の選任 ・ 夏祭り実施計画の検討 ・ 近隣センター移転計画対策委員会の立ち上げ ほか
6 月 15 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏祭り実施計画の検討 ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ・ キャンドルロード実行委員会の立ち上げ ほか
7 月 20 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏祭り実施計画の検討 ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ・ 近隣センター移転建替計画案に関するアンケートの検討 ほか
8 月 17 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏祭り実施要領の確認 ・ 近隣センターの移転建替え計画への対応検討 ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ほか
9 月 14 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏祭りの実施報告 ・ 次年度以降のキャンドルロードの実施について意見交換 ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ほか
10 月 19 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度のキャンドルロード事業計画・予算案の検討 ・ 交差点の安全対策等についての市への要望書の検討 ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ほか
11 月 16 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災部会を東町全体の自主防災組織として登録することの検討 ・ 新春交換会実行委員会の立ち上げ ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ほか
12 月 21 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ・ 新地区会館レイアウト案に対する市への要望書の検討 ・ 新春交換会の実施計画 ほか
1 月 18 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会未加入マンションへの対応（グループ参加について）検討 ・ 東町の環境に関し市へ意見・要望を提出する際のお願い ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ほか
2 月 15 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣センターや新地区会館に必要な機能等に関するアンケートの検討 ・ 新千里東町会館を春休みに自習室として開放することの検討 ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ほか
3 月 15 日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の事業報告・決算、来年度の事業計画・予算 ・ 各部会・委員会の活動状況の報告 ほか

2015 年度事業計画の骨子

新千里東町地域自治協議会は、東町が地域自治の目標として掲げるビジョン「住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町」を実現するため、地域内の住民と団体、更には、行政との連携を計り、以下の事業を実施する。

地域自治のビジョンと新千里東町地域自治協議会活動の周知に努めつつ、前年度からの事業を継承し、且つ変化する社会環境および住民のニーズに対応するために必要な事業を進める。

広報委員会(適宜開催)	広報誌「ひがしおか」の協議会ページ記事内容の選定と記事依頼 協議会ホームページの作成・更新、毎月の理事会の審議結果の要約発行 情報発信の基盤強化(新千里東町一丁目地域に対する広報手段の検討)
防災委員会(奇数月開催)	防災マニュアルの作成(災害対策本部の設置と避難所運営など) 東町防災訓練(避難所運営など) 防災備蓄品の整備 防災講座
まちづくり計画策定委員会 (奇数月開催)	まちづくり計画の策定 ・高齢者問題、高齢者向け介護事業の誘致など ・東丘版コミュニティ・スクールの検討 自治会連携活動検討(コミュニティの活性化対策) 地域づくり活動計画の策定(地域の中期的な実施計画) 安心安全事業検討、防犯検討、生涯学習検討
環境委員会(偶数月開催)	東町の歩道・防犯上の危険箇所点検まち歩き 東町内の公園の整備(中央公園の池回りの整備) 東町の美化向上(アダプトロード清掃ボランティアの参加促進・各自治会周辺美化活動)
近隣センター移転計画対策 委員会(偶数月開催)	東町近隣センター移転建替え計画に対する東町住民ニーズの調査・研究・意見反映
東丘小学校芝生委員会	校庭芝生の維持管理(月2回) 校庭芝生を通じたイベント
コミュニティルーム運営委員 会	東町コミュニティルーム(Aルーム、Bルーム)の管理運営 コミュニティルームの什器備品の更新
新千里東町会館運営委員 会	会館施設(1階集会室、2階集会室・和室)の貸室 会館施設の整備及び什器備品の更新
東町交流室運営委員会	東町会館の貸室に係る運営(貸室・清掃) 名刺・ハガキ・ポスター等の作成・印刷、自習室・学習室の運営管理
夏祭り実行委員会	8月8日(土): 祭り好きの住民による自発的・自主的な夏祭りの実施
キャンドルロード実行委員会	11月7日(土): 自発的参加ボランティアを中心とする新しいイベントとして実施 千里中央公園の千里キャンドルロードプロジェクト主催のイベントとの共催
新春交歓会実行委員会	1月9日(土): 諸団体関係者及び多くの住民が交流しあう場として実施

※月例定期開催の4委員会(防災・まちづくり・環境・近隣センター)について隔月開催に変更

※委員会決議事項の理事会承認手続きに関して効率的な運営方法の検討

平成 27 年(2015 年) 5 月 18 日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

新千里東町地域自治協議会
会長 小川 浩一
防災委員会長 河野 希望

新千里東町地域自治協議会防災委員会での防災の取り組みについて

下記のとおり防災の取り組みを行いますので、お届けいたします。

記

1. 自主防災の活動範囲 東丘小学校区内（新千里東町地域自治協議会の地域）
2. 自主防災活動の開始時期 平成 27 年 5 月 18 日
3. 自主防災の推進担当者 推進責任者 防災委員会会長
推進者 防災委員会会員
4. 取り組み内容
 - ① 防災に関する知識や技術の普及に努め、協議会メンバーの防火・防災などの意識の向上を図る。
 - ② 地震等の災害発生時に、協議会メンバーが被災しないための「家具の転倒防止など」事前対策を推進する。
 - ③ 年に 1 回を目途に防災訓練を企画し、協議会メンバーに参加を呼びかける。
 - ④ 地震等の災害発生時には、協議会メンバー相互で安否確認（声かけなど）を行い、助け合いができるように推進する。

新千里東町地域自治協議会 防災委員会 細則

(名称)

第1条：新千里東町地域自治協議会（以下「協議会」という。）に防災委員会（以下「本会」という。）を設置する。

(組織)

第2条：本会は協議会規約第35条に基づき、公募に応じた住民及び各種団体等から選出された者をもって構成される。

(目的)

第3条：本会は住民の支え合い、助け合う相互扶助の精神に基づいて、誰もが安全で安心して暮らせる町づくりを自主的に推進する。

2. 災害に備え、人命を最優先に考え、自発的な防災活動を行う。
3. 地震その他の災害発生時には、被害拡大の防止および軽減を図るとともに、応急活動全般を行う。

(事業)

第4条：本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識や技術の普及に関すること。
- ② 防火、防災などの意識の向上に関すること。
- ③ 協議会メンバー・要援護者の安否確認および救護体制の整備に関すること。
- ④ 地震その他の災害発生時に設置される新千里東町災害対策本部本部室の活動に関すること。
- ⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第5条：本会には次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

2. 委員長は防災委員会メンバーより互選する。
3. 副委員長は委員長が指名する。

(役員任期)

第6条：役員任期は1年とする。但し、最長4年まで再任できる。

(役員 の 責務)

第7条：本会の役員は次の職務を行う。

- ①委員長は、協議会会長の指揮の下に、防災委員会を代表し、会務を総括する。
また、地震等の災害発生時に設置される新千里東町災害対策本部本部長をサポートし、本部室の活動を監督する。
- ②副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が不在の際はその職を代行する。

(会議 の 開催)

第8条：本会は、適時、下記事項を審議するため会議を開催し、委員長がこれを招集する。また、本会は、協議会理事会において、活動状況などについて報告を行う。

- ①事業計画に関すること
- ②本会の予算及び決算に関すること
- ③その他、委員長が特に必要と認めたこと
- ④協議会に提出すべきこと
- ⑤協議会より委任されたこと

(運営 に関する 費用)

第9条：本会の運営に関する費用は、協議会で承認を得た予算、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計 年度)

第10条：本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第11条：この細則に定めのない事項で、本会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。また、必要に応じて審議案件として理事会に提出するものとする。

(付則)

1. この会則は平成27年5月18日から実施する。

新千里東町地域自治協議会規約

第一章 総則

(目的)

第1条 地域住民がお互いに協力し交流を図りながら、地域に住まうすべての人々が安全安心に暮らしていけるよう、さまざまな課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたい東町」の実現をめざす。

(名称)

第2条 本会は、新千里東町地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は豊中市立東丘小学校内コミュニティルーム（豊中市新千里東町3-1-1）に置く。

(対象領域)

第4条 協議会の対象領域は豊中市立東丘小学校区内とする。

(取組)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 地域の課題の把握や情報の発信
- (2) 地域の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 「地域づくり計画」の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他組織の目的達成のために必要な活動

2 協議会は第7条に定める協議会メンバーが、組織の運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いをしないものとする。

(活動の制限)

第6条 協議会は宗教活動、政治活動、および営利活動は行わない。ただし、協議会のメンバーの利益収受を伴わない協議会自身による営利活動を行うときは、第14条に定める総会の議決を得るものとする。

第二章 協議会メンバー

(協議会メンバー)

第7条 協議会メンバーは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の区域内に居住する全ての者
- (2) 次に掲げるもののうち、協議会への参加を希望し、第25条に定める理事会が承認したもの
 - (ア) 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (イ) 区域内で活動する個人及び法人その他の団体

- (ウ) 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (エ) 区域内に存する学校等に在学等する者
- (3) 前号の規定のかかわらず、暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは協議会メンバーとなることができない

第三章 役員および相談役

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 2名以上

(役員を選任)

第9条 会長、副会長及び会計は第26条に定める理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

2 監事は前年度以前の理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年 (~~翌年の定期総会の終了まで~~) とする。ただし、最長4年まで再任できる。

2 役員の中で欠員が生じたときには、第9条及び第17条の定めるところに拘わらず第25条に定める理事会の承認により役員補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(相談役)

第12条 協議会は役員とは別に相談役をおくことができる。

2 相談役は理事会の承認を経て決定する。

3 相談役は理事会に出席して、役員および理事の相談に応じる。

第四章 会議

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会、理事会、[部会及び](#)委員会とする。

2 会議は、原則全て公開とし、協議会メンバーは傍聴できる。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は協議会メンバー以外の者も傍聴できる。

第五章 総会

(総会)

第14条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第15条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は60名までとし、総会にて承認の別表に掲げる各団体を代表する者と公募により選ばれた住民にて構成し、任期は1年~~(翌年の定期総会の終了まで)~~とする。ただし、最長4年まで再任できる。

3 公募住民の定数は10名までとし、定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

(総会の権能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 「地域づくり計画」の策定や見直し
- (4) 規約の改正
- (5) 総会で提案された事項
- (6) 役員を選任と解任
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第18条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議を開く1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知を発しなければならない。また、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議事及び議決)

第22条 総会においては第19条第2項によりあらかじめ通知した事項のみ、決議することができる。

- 2 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第23条 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第21条、第22条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員総数及び出席代議員数(委任状による委任者数を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第六章 理事会

(理事会)

第25条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、理事会を設置する。

(理事会の構成)

第26条 理事会は次の理事をもって構成する。理事は、公募選出の住民、総会にて承認の別表に定める各種団体を代表する者とし、その任期は1年~~(翌年の定期総会の終了まで)~~とする。ただし、最長4年まで再任できる。

- 2 公募選出の理事は、~~部会もしくは~~委員会に所属し、活動する者でなければならない。その定数は、代議員の中から希望する者2名以内とし、希望する者が定数を超えた場合は抽選とする。

(理事会の権能)

第27条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) ~~部会~~委員会及び協議会自身による事業体の設置に関する事項
- (4) 規約に定める事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席出来ない場合、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事以外の出席)

第30条 会長が必要と認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

- 2 新年度の理事候補者は、毎年4月1日以降、定期総会開催までに開催される理事会に出席するものとする
- 3 理事が理事会に出席出来ない場合、理事が当該団体を代表する他の者を代理人と認め、当該代理人が出席したときは、理事と同等の権利を有して出席するものとする。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席理事数
- (3) 出席理事氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第七章 ~~部会~~及び委員会

(~~部会~~及び委員会)

第34条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な~~部会~~および委員会を理事会の

承認の上、設置することができる。部会および委員会については、理事会にて担当理事を決めるものとする。

(部会及び委員会の構成)

第35条 部会及び委員会は、公募に応じた住民及び区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により、それぞれ部会長及び委員長1名を選出し、必要あれば、部会及び委員会の運営に必要な役職を選出することができる。

(部会及び委員会の報告)

第36条 部会長及び委員長は、理事会に対し、事業の執行状況を報告する。

(部会及び委員会の招集)

第37条 部会及び委員会は、部会長及び委員長が招集する。

第八章 事務局

(事務局)

第38条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会が任命する。
- 4 事務局の運営に関する事項は、理事会で定める。

第九章 経費、資産及び会計

(収入の構成)

第39条 本会の収入は次の各号に定めるものとする。

- (1) 市からの交付金
- (2) 各団体からの協賛金
- (3) 協議会の行う事業等の収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

- 2 資産は、現金資産と現物資産とする。
- 3 現物資産を明らかにするため、購入時の価額が20万円を超える現物資産については財産目録を整備する。

(資産の処分)

第41条 現物資産の内、購入時の価額が20万円を超える現物資産を処分する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は第39条記載の収入をもって支弁する。

(会計)

第43条 収入、支出を明らかにするため、収支に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第44条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 協議会の事業報告・収支決算等に関する書類は、会長が作成し、理事会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

第46条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第47条 この規約を変更する場合は第22条2項に関わらず総会において、代議員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第48条 協議会を解散する場合は第22条2項に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 協議会の解散のときに有する残余財産の処分方法については、第22条2項に関わらず、総会において代議員の4分の3以上の同意を得て、協議会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第十一章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第50条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報の公開)

第51条 前条に定める帳簿及び書類等は原則全て公開とし、協議会メンバーは閲覧することができる。

(その他)

第52条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附則

この規約は、平成24年4月22日より施行する。

- 2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度は、第46条の規定にかかわらず設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 設立総会における代議員については、規約第16条に定める代議員とみなす。
- 5 設立初年度の監事については、第9条第2項の既定にかかわらず設立総会の承認をもって選任できるものとする。
- 6 本規約は平成25年5月19日一部改正し施行する。
- 7 本規約は平成26年5月18日一部改正し施行する。
- 8 本規約は平成27年5月17日一部改正し施行する。

別表 1 : 代議員対象団体一覧

地域別団体 :

メゾン千里理事会、新千里桜ヶ丘自治会、新千里東町アーバンライフ自治会、OPH
新千里東町自治会、ガーデンヒルズ千里中央管理組合、シティハウス千里中央自治会、
ジオメゾン新千里東町自治会、新千里東町商店会、UR都市機構新千里東町自治会、
グランドメゾン千里中央東丘自治会、新千里東町3-3自治会、ローレルコート新千
里東町あかしの丘自治会、[ジェイグラン千里中央自治会](#)、ザ・千里タワー、ザ・千
里レジデンス

課題別団体 :

東丘公民分館（分館）、東丘校区福祉委員会（福祉）、豊中地域防犯東丘支部（防犯）、
東丘地区民生・児童委員会、東丘新聞委員会、校区健康づくり推進委員会、東丘女性防
火クラブ、東丘体育協会、ひがしまち街角広場、千里グッズの会

世代別団体 :

~~東丘小学校、第八中学校、東丘保育所~~、東丘小学校PTA、東丘子ども教室、東丘ダ
ディーズクラブ、第八中学校PTA、八中おやじの会、青少年健全育成会、人権教育
推進委員協議会、第八中学校区地域教育協議会、八千代クラブ、エルダー東町、あか
しの丘シニアクラブ、ガーデンヒルズシニア連絡網の会、桜ヶ丘シニアクラブ、ジ
オメゾン新千里東町シニアクラブ、東町3の3シニアクラブ、[グランドメゾン千里中
央東丘シニアクラブ](#)、日本ボーイスカウト豊中第14団、ガールスカウト大阪府第6
1団

別表 2 : 理事会理事対象団体一覧

地域別団体 :

メゾン千里理事会、新千里桜ヶ丘自治会、新千里東町アーバンライフ自治会、OPH
新千里東町自治会、ガーデンヒルズ千里中央管理組合、シティハウス千里中央自治会、
ジオメゾン新千里東町自治会、グランドメゾン千里中央東丘自治会、新千里東町商店
会、UR都市機構新千里東町自治会、新千里東町3の3自治会、ローレルコート新千
里東町あかしの丘自治会、[ジェイグラン千里中央自治会](#)、ザ・千里タワー、ザ・千
里レジデンス

課題別団体 :

東丘公民分館（分館）、東丘校区福祉委員会（福祉）、豊中地域防犯東丘支部（防犯）、
東丘新聞委員会

世代別団体 :

[東丘小学校](#)、東丘小学校PTA、東丘ダディーズクラブ、東町シニアクラブ連絡会

新千里東町地域自治協議会規約運用内規

1. 第16条（総会の構成）の第2項に関して、総会にて承認の別表に掲げる団体の内、ザ・千里タワー及びザ・千里レジデンスのマンションにあつては、管理組合が自治会に代わる組織として認める組織（5名以上で構成される組織をいい、その組織は当該団体において1つに限る）を代表する者を代議員とすることができる。
2. 第26条（理事会の構成）の第1項に関して、総会にて承認の別表に掲げる団体の内、ザ・千里タワー及びザ・千里レジデンスのマンションにあつては、管理組合が自治会に代わる組織として認める組織（5名以上で構成される組織をいい、その組織は当該団体において1つに限る）を代表する者を理事とすることができる。
3. 本運用内規は2015年5月17日より適用する。